

湯沢町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

湯沢町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 3
3. 計画の期間 . . . . . 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員が、児童生徒としっかりと正対できるように教育職員の負担を軽減し、心身ともに健康な職場環境を実現する。

### (2) 本町の現状

- ・ 本町では、令和2年2月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 45 時間	43.1%	8.2%
中学校	月 50 時間	44.7%	24.5%

- ・ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で43.1%、中学校で44.7%と多くなっている。生徒指導案件の処理や中学校の部活動などの業務の負担感が大きくなっており、人的支援を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

### (3) 課題

#### 【令和6年度の4月～11月の時間外在校等45時間以上の割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
小学校	61.5%	61.5%	61.5%	50.0%	0%	57.7%	57.7%	42.3%
中学校	63.2%	68.4%	68.4%	63.2%	5.3%	52.6%	68.4%	52.6%

#### 【令和7年度の4月～11月の時間外在校等45時間以上の割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
小学校	37.0%	38.5%	26.9%	19.2%	0%	37.5%	50.0%	16.7%
中学校	77.8%	77.8%	66.7%	76.5%	0%	64.7%	76.5%	64.7%

令和6年度の時間外在校等45時間以上の割合が高い月は、小中学校ともに、

8月を除く4月～11月となっている。12月～3月の割合は低い。中学校は冬季の部活動時間が短縮され、在校時間が少なくなっている。令和7年度の12月までにおいて、小学校で50%を超える月が無くなった。逆に中学校は70%を超える月が4か月あり、8月と12月を除き、60%を超えていた。

この要因として、小学校での生徒指導案件の減少、中学校での生徒指導案件の増加があげられる。中学校では、部活動指導後に、上記の生徒指導案件を処理するための家庭訪問や電話連絡、情報共有の打合せ等が行われ、その都度時間外勤務が発生した。また、中学校では、欠員となった教師を補充することができず、いわゆる空き時間が極端に少なくなった職員の時間外在校時間が多くなった。

小学校では、生徒指導案件が年々減少し、そのための処理に使われる時間が減少し、令和7年度では小学校での時間外在校等の時間が大幅に減少した。

湯沢小中学校では、若手教員が多く、初任者研修、教職2年次研修・3年次研修・6年次研修の受講該当者が多く存在し、研修の準備やまとめ、指導案検討等に多くの時間が割かれている。

#### <課題及び対策>

- ① 生徒指導案件を減少させ、時間外在校等の時間を減らす。
  - ② 研修方法の見直しを図り、時間外在校等の時間を減らす。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間45時間以下の割合が40%を超えない月を100%にする。

	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
小学校	41.7%	91.7%	94.8%	97.3%	100%	100%
中学校	41.7%	41.7%	58.3%	66.7%	83.3%	100%

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以内にする。

【12.3】

	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
小学校	15.0%	8.7%	9.0%	9.0%	9.0%	9.0%
中学校	10.5%	11.8%	11.0%	10.0%	9.0%	9.0%

- ・ 職場環境を整えることにより、教育職員が、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

湯沢町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### 1. 計画の趣旨、現状(3)課題において、次の①②が提示された。

- ☆ 生徒指導案件を減少させ、時間外在校等の時間を減らす。
- ☆ 研修方法の見直しを図り、時間外在校等の時間を減らす。

このことを踏まえ、

#### ①「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」を中心に、改善を図る。

現在、当町では不登校児童生徒が増加している。また、数年前までは、小学校での問題行動が多発した。これら不登校及び問題行動の防止と対処、支援を町教育委員会等で継続的に実施する。

#### ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・教育委員会職員による、定期的な授業等の見守り活動を実施し、落ち着いた雰囲気の中で児童生徒が授業に向かうことができるようにする。→ 教師の授業改善と併用することにより、児童生徒が真剣に学習する環境整備を行うことが、最大の生徒指導対策＝問題行動等の予防と考える。
- ・教育委員会子育て支援課が、定期的に「子どもサポート会議」を開催し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理指導主事、保育士、保健師が参加し、学校の困り感を共有し、それぞれが支援に入れることを共有し、行動連携を図る。
- ・教育委員会教育課では、欠員になっている小学校の相談員を早期に採用し、不登校傾向にある児童の支援にあたってもらう。
- ・子育て支援課の体制を強化し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー等と連携して、不登校児童生徒等の家庭訪問や家庭支援の強化を図る。
- ・学校の要請に応じて、ケース会議を随時開催し、医師、児童相談所職員、保健師等の外部機関との行動連携を図るための機会を提供する。
- ・NPO法人 cocoiro スタッフと連携し、家庭内の支援が必要なケースには、積極的に家庭内の支援を実施する。
- ・教育委員会では、「まるまる一む」を社会福祉協議会と連携して運営し、

学校以外での居場所を確保する。

- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・授業準備や事務処理等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を継続する。
  - ・校務支援システムの機能や採点支援システム（エドログ）等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 教職員の意識の改革・研修等（「3分類」⑳関係）
  - ・研修の回数、時間を見直し、指導案の様式をA4版 1枚程度に収めるように見直す。指導案検討会についても回数を見直したり、PC上で意見集約したりできるようにする。

## ② 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・地域の組織で実施を継続する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
  - ・湯沢町では、学校給食の無償化を実施しており、給食会計の負担をなくしている。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整は、完全に学校を離れて行われており、それを継続する。

## ③ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
  - ・ICT支援員によるウェブサイトの作成・管理を継続するための予算を確保する。
- ◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・外部委託を継続するための予算を確保する。
  - ・校務支援システムとメール配信手段（テトル）の連携による出欠管理、メール配信等の簡素化。
- ◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）
  - ・地域コーディネーターが、地域コミュニティや地域住民等の支援参画を促進し、木曜日のロング昼休みの見守りを継続する。
- ◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 児童生徒への清掃指導は、火曜日と木曜日に実施しない。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬）関係）
  - ・ 令和8年度初から、原則、中体連大会を除く、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を継続する。
  - ・ 教育職員の中学生地域クラブの指導員への兼職・兼業については、無理のないようにしてもらう。

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、会議や保護者対応などの校務を効率化する。
- ・ 終業時間以降の電話対応として、令和7年度末から自動応答装置を設置する。

## （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推奨する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 長期休業中の早出遅出勤務制度を継続する。テレワークの導入について令和8年度中に検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、毎月把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、業務の見直し内容について協力を得られるよう取り組む。